

- P. 2 ~ P. 3 制度概要
- P. 4 ~ P. 7 平成26年度に係る業務の実績に関する評価について
- P. 8 ~ P. 24 特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令
- P. 25 ~ P. 27 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針
- P. 28 ~ P. 31 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準

## 官民イノベーションプログラムの政策目的

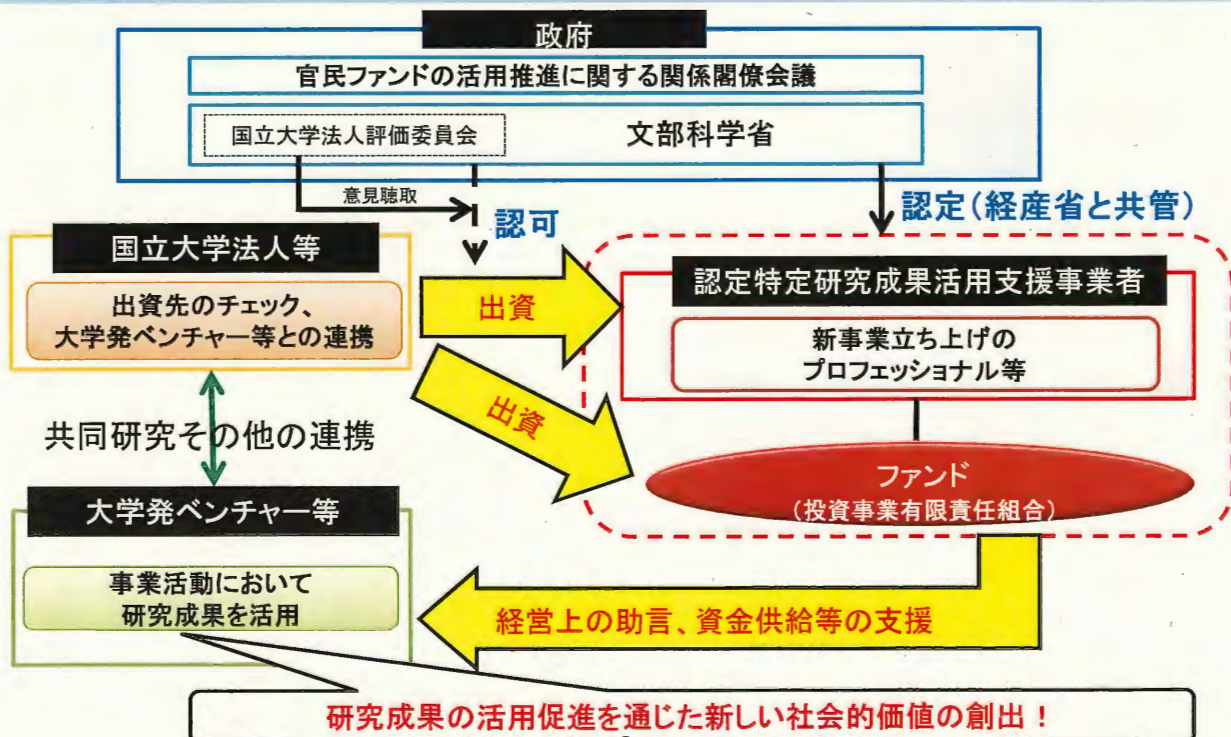
- 我が国が経済成長による富の創出を図っていくためには、民間資金、多様な人材、優れた技術力などの我が国の潜在能力を引き出し、新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが不可欠。
- そのためには、**大学における研究活動の活性化や研究成果の活用を図ることが極めて重要**。
- **国立大学の研究成果を活用する大学発ベンチャー等を支援する事業を行うことを目的とする会社**のうち、一定の要件を満たすものに対して、国立大学法人が**出資を行うことを可能とし、事業化を促進**。
- なお、平成24年度補正予算において、高い研究力及び共同研究実績を有する**4つの国立大学に対して1,000億円を出資**しており、当面は、この4大学が出資事業を行うことを予定。

### ・大学別出資額(計1,000億円)

東北大学:125億円	東京大学:417億円
京都大学:292億円	大阪大学:166億円

## 国立大学法人による出資制度の概要

- 国立大学と企業が、大学の研究成果の実用化に向けた共同研究を推進するものとして開始。
- 一昨年の臨時国会で成立した**産業競争力強化法**において、**国立大学法人等が一定の要件を満たしたベンチャー支援会社等への出資を可能とする制度改正を措置**(4/1施行)。





## 趣旨

- ・国立大学法人評価委員会において、産学共同の研究開発による実用化促進のための出資に係る審議を円滑に進めるために新たに設置。
- ・出資先の国立大学における体制整備状況等のフォローアップを実施。

## 委員

- |   |        |                            |
|---|--------|----------------------------|
|   | 伊丹 敬之  | 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長 |
|   | 江戸川 泰路 | 新日本有限責任監査法人 公認会計士          |
| ◎ | 北山 禎介  | 三井住友銀行取締役会長                |
|   | 國井 秀子  | 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授     |
|   | 棚橋 元   | 森・濱田松本法律事務所 弁護士            |
|   | 柘植 綾夫  | 科学技術国際交流センター会長 日本工学会前会長    |
|   | 富山 和彦  | 株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO        |
|   | 野口 博   | 静岡理工科大学 学長                 |
|   | 藤沢 久美  | シンクタンク ソフィアバンク代表           |
|   | 松田 修一  | 早稲田大学名誉教授                  |
|   | 水野 弘道  | 年金積立金管理運用独立行政法人 CIO        |
| ○ | 宮内 忍   | 宮内公認会計士事務所 公認会計士           |

◎部会長 ○部会長代理（敬称略）

平成26年度に係る業務の実績に関する評価について  
(平成24年度補正予算(第1号)に係る部分)

東北大学

【中期計画】

平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。

大学における技術に関する研究成果の事業化を図るとともに、事業化に知見を有する人材の育成や大学における教育研究活動の活性化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立し、投資事業有限責任組合を組成させる。また、当該事業の円滑な遂行及び当該事業者に対するガバナンスに必要な学内体制を構築し、認定特定研究成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を着実に実施する。

【年度計画】

平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を基にした産学共同の研究開発に係る体制を整備し、事業を開始する。事業化に向けた産学共同の研究開発にかかる事業化推進事業型共同研究を引き続き実施するとともに、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社の設立及び当該事業にかかる学内体制の整備を図る。

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載事項が「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

○ 出資事業推進委員会の設置

事業推進に向けた学内体制の整備・強化として、学外有識者を加えて構成する出資事業推進委員会を設置している。

○ 特定研究成果活用支援事業計画の策定及びベンチャーキャピタルの設立

特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社の設立のため、産業競争力強化法に基づき、特定研究成果活用支援事業計画を策定し、認定を得るとともに、特定研究成果活用支援事業者の設立に必要な資本金の出資の認可を得て、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社(東北 VP)を設立している。

【中期計画】

平成24年度補正予算（第1号）による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件等を踏まえつつ、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究成果の事業化を促進するための体制整備等を図り、事業の在り方について検討を進め、結論を得る。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、その際、大学の使命との関係での利益相反等の適切なマネジメント、事業効果の最大化等の観点から、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等を含めた全学を挙げた体制構築等に配慮する。

上記の検討の結論を踏まえ、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立する。また、全学的な体制を構築し、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を着実に実施する。

【年度計画】

事業計画を策定し、投資事業を実施する会社を設立する。また、事業化推進型共同研究への支援を通じて事業化に向けた研究開発及び大学発ベンチャー等への資金や人材等の支援を推進する。

【評定】 中期計画の達成のためにはやや遅れている。

（理由） 年度計画の記載事項が「年度計画を十分には実施していない」と認められるほか、平成25年度評価において評価委員会が課題として指摘した事業化推進型共同研究に係る審査体制が整備されなかったことについては、改善に向けた取組が行われていること等を総合的に勘案したことによる。

○ 年度計画の未達成

特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立するための事業計画の申請がなされるまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

## 京都大学

### 【中期計画】

平成24年度補正予算（第1号）による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的等を定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。

大学における教育研究活動の活性化を図るとともに、大学における技術に関する研究成果の事業化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立する。また、全学的な体制を構築し、認定特定研究成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を着実に実施する。

### 【年度計画】

事業化が見込まれる研究開発シーズ等の募集・選定を行い、共同研究を推進する。

### 【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由） 年度計画の記載事項が「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

#### ○ 外部評価委員会の発足

特定研究成果活用支援事業に係る外部評価を実施するため、外部評価委員会を発足している。

#### ○ 特定研究成果活用支援事業計画の策定及びベンチャーキャピタルの設立

特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社の設立のため、産業競争力強化法に基づき、特定研究成果活用支援事業計画を策定し、認定を得るとともに、特定研究成果活用支援事業者の設立に必要な資本金の出資の認可を得て、京都大学イノベーションキャピタル株式会社（京都 iCap）を設立している。